

乙第16号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部が改正され、原則として平成27年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

(別紙)

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項の表の第1号オ中「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令第6条の23の2で定めるところにより算定した金額）をいう」を「法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第8条の5第1項で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「次項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第4項に規定する施行令第8条の5第1項で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「次項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第42条に次の2項を加える。

5 第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、施行令第8条の5第2項で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第5項に規定する施行令第8条の5第2項で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

6 第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「次項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第49条第1項中「保険業を除く」の次に「。第3項において同じ」を加え、同項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウの表中「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の7.2」を「100分の6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第63条に次の4項を加える。

- 11 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。
- 12 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。
- 13 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。
- 14 社会福祉法人その他施行令第39条の2の3で定める者が直接生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定

については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

第118条第1項第4号中「(昭和26年法律第45号)」を削る。

附則第8条中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改める。

附則第12条の2中「平成25年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成27年4月1日から平成29年3月31日まで」に改め、「割合」の次に「(当該割合が2分の1を超える場合にあつては、2分の1)」を加える。

附則第13条第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第15条の2第2項中「附則第15条の4第4項から第7項まで」を「附則第15条の4第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「次項において同じ」を「以下この条及び附則第15条の4において同じ」に改め、同号ア中「又は車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条、附則第15条の4第7項及び附則第19条において同じ。)が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ア)中「以下この号及び次項第1号において平成17年」を「以下この条及び附則第15条の4において平成17年」に改め、同号ア(ウ)中「以下この条及び附則第19条においてエネルギー」を「以下この条、附則第15条の4及び附則第19条においてエネルギー」に、「第4項及び附則第19条において基準エネルギー」を「以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において基準エネルギー」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「以下この条及び附則第19条において平成27年度基準エネルギー消費効率」を「以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「施行規則附則第4条の5第3項」を「施行規則附則第4条の5第4項」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「施行規則附則第4条の5第2項」を「施行規則附則第4条の5第3項」に改め、同号イ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において同じ。)が2.5トン以下のバス又は

トラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率がエネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第19条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第2項第2号中「該当するものを除く。次項」を「該当するものを除く。以下この条」に改め、同号ア中「施行規則附則第4条の5第4項」を「施行規則附則第4条の5第5項」に改め、同号ア(ア)中「以下この号及び次項第2号において「平成21年輕油軽中量車基準」を「以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」に改め、同号ア(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イ中「施行規則附則第4条の5第5項」を「施行規則附則第4条の5第6項」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウ中「施行規則附則第4条の5第6項」を「施行規則附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ(ア)中「以下この号及び次項第2号において「平成21年輕油重量車基準」を「以下この条において「平成21年輕油重量車基準」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エ中「施行規則附則第4条の5第7項」を「施行規則附則第4条の5第8項」に改め、同号エ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第3項中「附則第15条の4第4項から第7項まで」を「附則第15条の4第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、「施行規則附則第4条の5第8項」を「施行規則附則第4条の5第9項」に改め、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「施行規則附則第4条の5第10項」を「施行規則附則第4条の5第12項」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「施行規則附則第4条の5第9項」を「施行規則附則第4条の5第11項」に改め、同号イ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第3項第2号ア中「施行規則附則第4条の5第11項」を「施行規則附則第4条の5第13項」に改め、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イ中「施行規則附則第4条の5第12項」を「施行規則附則第4条の5第14項」に改め、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウ中「施行規則附則第4条の5第13項」を「施行規則附則第4条の5第15項」に改め、同号ウ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号エ中「施行規則附則第4条の5第14項」を「施行規則附則第4条の5第16項」に改め、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第15条の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第112条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第17項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第19項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第20項で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第21項で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項で定めるもの
 - (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2に次の1項を加える。

- 5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第15条の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第112条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。
 - (1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第4号中「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の6第1項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則附則第4条の6第2項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第3項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第4項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「30万円」を「35万円」に改め、同項第1号中「（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第6項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値

の4分の1を超えないこと。

- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「15万円」を「25万円」に改め、同項第1号中「(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第7項で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第8項で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第8項中「施行規則附則第4条の6第12項」を「施行規則附則第4条の6の2第15項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「次に掲げる自動車」の次に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)を備えるもの」を加え、「施行規則附則第4条の6第7項」を「施行規則附則第4条の6の2第7項」に、「平成27年3月31日(第1号)」を「平成29年3月31日(第4号)」に改め、「自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのう

ち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号に掲げる」を削り、「平成26年10月31日」を「平成28年10月31日」に、「350万円」を「525万円」に改め、同項第1号中「超える」を「超え12トン以下の」に、「施行規則附則第4条の6第8項」を「施行規則附則第4条の6の2第8項」に、「施行規則附則第4条の6第9項」を「施行規則附則第4条の6の2第9項」に、「であつて」を「（第11項において「バス等」という。）であつて」に、「平成25年1月27日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第10項で定めるものに」を「で施行規則附則第4条の6の2第10項で定めるもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項で定めるもの（以下この項及び第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第2号中「8トンを超える」を「3.5トンを超え8トン以下の」に、「施行規則附則第4条の6第11項」を「施行規則附則第4条の6の2第12項」に改め、「除く」の次に「。以下この項及び第11項において同じ」を加え、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第3号中「13トンを超える」を「8トンを超え20トン以下の」に改め、「（施行規則附則第4条の6第11項で定めるけん引自動車に限る。）」を削り、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第15条の4第7項を同条第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第13項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。
- 11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
 - (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
 - (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第15条の4第6項中「施行規則附則第4条の6第5項」を「施行規則附則第4条の6の2第5項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第2号中「施行規則附則第4条の6第6項」を「施行規則附則第4条の6の2第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「施行規則附則第4条の6第3項」を「施行規則附則第4条の6の2第3項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「附則第15条の4第5項」を「附則第15条の4第7項」に改め、同項第2号中「施行規則附則第4条の6第4項」を「施行規則附則第4条の6の2第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「施行規則附則第4条の6第1項」を「施行規則附則第4条の6の2第1項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「第6項」を「第8項」に、「施行規則附則第4条の6第2項」を「施行規則附則第4条の6の2第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第15条の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第9項で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15条の2第4項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第15条の2第5項に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第10項で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

附則第16条第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第10条の2の2第1項で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして施行令附則第10条の2の2第2項で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

附則第16条第1項第5号中「陶磁器製造業、」を削り、「施行令附則第10条の2の2第6項の表」を「施行令附則第10条の2の2第7項の表」に、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改める。

附則第20条を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

第20条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平

成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第202条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

附則第20条の次に次の1条を加える。

(狩猟税の税率の特例)

第20条の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第202条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 新条例附則第16条第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

- 新条例附則第20条第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
- 新条例附則第20条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 施行日から平成27年5月28日までの間における新条例附則第20条及び同第20条の2の規定の適用については、新条例附則第20条中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

に関する法律（次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第20条の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、新条例附則第20条の2第2項中「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項」と、「に規定する従事者をいい、鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（以下この項において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項に規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法）」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（鳥獣被害防止特措法）」と、「者（認定鳥獣捕獲等事業者を除く。））」とあるのは「者」とする。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

- 10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中沖縄県税条例附則第20条第1号の改正規定を削る。